

Title	法整備支援の現場から： カンボジア・ベトナムにおける裁判実務の改善に向けて
Sub Title	The practice of the Japanese technical assistance in the legal field : to improve judicial practice in Vietnam and Cambodia
Author	関根, 澄子 (Sekine, Sumiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.8 (2007. 10) ,p.305- 314
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20071031-0305

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法整備支援の現場から

—— カンボジア・ベトナムにおける裁判実務の改善に向けて ——

関 根 澄 子

- 1 はじめに
- 2 カンボジア法曹養成支援
- 3 ベトナム判決書標準化・判例整備支援
- 4 終わりに

1 はじめに

日本は、ベトナムとカンボジアにおいて、民法・民事訴訟法という、民事の基本法の起草を支援してきた。起草支援は、日本側、支援対象国側双方の多大な労力を要する作業であり、その成果として、これらの国々において近代的 content を持つ民法・民事訴訟法が成立することは、画期的なことである。しかしながら、成立した法律が対象国においてきちんと適用され、根付いていかなくは、その努力も無駄となりかねない。そこで、これらの国々においては、新法に沿う形での民事裁判実務の改善や、新法を適切に解釈・適用することのできる法曹の育成が必要となっており、支援の内容も、次第に裁判実務改善や法曹養成へと広がりつつある。

ベトナムでは、1996年からベトナム法整備支援プロジェクトを実施してきたが、2003年7月から始まった同プロジェクト・フェーズ3においては、プロジェクトの枠組みを法令起草支援（サブプロジェクトA）と人材育成支援（サブプロジェクトB）の2つに分け、人材育成を法令起草と同等に重視する姿勢を明

らかにした。またカンボジアでは、1999年から民法・民事訴訟法の起草支援を行ってきたことに加え、2002年にカンボジア王国王立司法官職養成校が設立されて裁判官等の育成が本格的に始まったことを受けて、2005年から同校における民法・民事訴訟法に関する教育内容改善の支援を始めた。

私は、2004年4月から法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）において法整備支援活動に従事するようになり、主に上記カンボジア法曹養成支援と、ベトナムのサブプロジェクトBの活動の1つである判決書標準化・判例整備支援を担当しているが、これらはいずれも、民事裁判実務に関する支援である。本稿においては、これらの2つの活動にポイントを絞り、国際協力部が行っている法整備支援活動の一端について、御紹介することとしたい。

なお、本稿の内容は、原則として2007年2月時点のものであること、またすべて筆者私見であり、国際協力部としての見解ではないことを、あらかじめ御了承願いたい。

2 カンボジア法曹養成支援

（1）民法・民事訴訟法の起草支援

我が国は、カンボジアからの要請に基づき、国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの枠組で、2005年11月から2年4か月間の予定で、王立司法学院（Royal Academy for Judicial Professions）をカウンターパートとして、同学院の傘下にある王立司法官職養成校（Royal School for Judges and Prosecutors. 以下「養成校」という。）の民事科目の教育内容を改善し、民事裁判手続を的確に理解する裁判官・検察官が養成されることを目指す支援活動を行っている（カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト）。

これに先立ち、我が国は、1999年3月にJICAによる重要中枢政策支援「法制度整備」プロジェクトを設置し、以来、民法典及び民事訴訟法典の起草支援を行ってきた。

起草支援は、カンボジア側の立法能力に鑑み、日本側が原案を起草するという方針で行われた。日本を代表する学者及び実務家からなる民法作業部会、民事訴訟法作業部会が設置され、それぞれの部会が毎月のようにミーティングをもって民法典草案・民事訴訟法草案の原案を起草した。これをクメール語に訳した上、カンボジアを代表する裁判官や司法官僚からなるカンボジア側起草ワーキング・グループが検討した上、日本側とカンボジア側が協議を行って内容を確定していった。その結果、両法案は、国際的に引けを取らない現代的内容を備えながら、カンボジアの実情も反映したものとなったと評価されている。

両法案は2003年にカンボジア側に引き渡され、民事訴訟法は2006年7月に成立し、2007年7月から適用が開始される予定である（2007年7月17日、首都プノンペンにおいて、同月27日、カンボジアのその余の地域において、それぞれ民事訴訟法の適用が開始された）。民法法案も、既に閣僚評議会（日本の内閣に相当）での審議を終え、2006年12月には国会に提出されることが閣議決定され、2007年中に法律として成立する見通しとなっている。

（2）法曹養成支援の内容

カンボジアにおいて近代的民事裁判制度が確立されるためには、民法・民事訴訟法ができただけでは不十分であり、これらの法律が普及・定着しなくてはならない。そのためには、現職の実務家や、新規に養成される法曹に対するトレーニング、あるいは、法学部の学生への教育などによって、これらの法律を理解し、適切に解釈・適用できる人材を育成することが不可欠である。

ところでカンボジアでは、長年の内戦等の影響から、裁判官の数が絶対的に不足しており、裁判官の任命資格についての規定もなく、十分な法的素養のない者も裁判官となっていたのが実情であったが、2002年2月に上記養成校が設置され、以後は、同校において裁判官・検察官の新規養成及び継続教育を行い、裁判官・検察官は同校を卒業した者からのみ任命されることとなった。同校は、開校当初から、外国や国際機関に対し支援を求めており、日本に対しても、民法・民事訴訟法に関するトレーニングについての支援を要請してきた。しかし

ながら、その要請内容は、日本から起草に携わった学者等を同校に派遣して講義をして欲しいというものであった。そのような講義は、一時的には同校におけるトレーニング内容の充実をもたらすであろうが、長期的な視野に立ち、今後カンボジアが主体的かつ継続的に法曹養成を行えるようになるためには、必ずしも有益ではない。

そこで、同校の実情を把握して具体的にいかなる内容の支援が必要かつ有効なのかを検討するため、2004年1月から6か月間、国際協力部教官1名を同校に派遣した。同教官が2003年11月から始まった第1期生の研修を見学するとともに、教官や研修生、学校長等の学校関係者と協議を行うなどした結果、①専属教官がいないこと、②カリキュラムを定めずに場当たり的な内容の研修が行われていること、③教材がないこと、の3つが大きな問題として浮かび上がってきた。

日本の養成校に対する支援の内容としては、養成校教官及び教務部長からなるワーキング・グループを設置し、教官相互及び教官と養成校とが連携して意思決定を行うことを目指すこと、カリキュラム策定、教材作成等により養成校の民事教育を改善していくこと、その作業はカンボジア側ワーキング・グループが行い、日本側は情報提供や助言指導を行うことが合意された。

（3）具体的な活動

現地でのプロジェクト活動は、正式プロジェクト化に先立ち2004年11月から始まり、まずはワーキング・グループのメンバーを週1回集めてミーティングを開催し、第2期の準備として何が必要かを検討した。

その結果、取り急ぎ、民法より先に成立することになる民事訴訟法のトレーニングが必要であり、民事訴訟法に基づいて実際の裁判をどのようにして行っていくかを解説する第一審手続解説マニュアルの作成に優先的に取り組むこととなった。そこで、日本の司法研修所で用いられている同種教材の目次や記載内容を説明したり、カンボジアでも同様にすべきか、あるいは異なるやり方を工夫すべきか等について議論したりしながら、マニュアルに記載すべき内容の検討を行った。その後、ワーキング・グループのメンバーが分担してマニユア

ルの執筆を行い、これに対して日本側がコメントを行って、ほぼ1年かけて一通り完成することができた。

民法については、単に条文を逐条的に勉強させるのではなく、これを実際の紛争に適用する力を育む必要があることから、事例演習を行うべきということになった。ワーキング・グループのメンバーが事例問題とその解説案を作成し、これに対して日本側がコメントを行った。

カリキュラムについては、日本側の助言の下に、ワーキング・グループが、何にどの程度時間をかけて教える必要があるかを検討してコマ数を算定し、どの教官が何を教えるのかを決めていった。

日本側は、現地に派遣されている専門家による助言指導のほか、国内に、司法研修所教官、裁判官、弁護士等からなる法曹養成研究会を設置し、同研究会からも後方支援するという体制で臨んだ。現地でのワーキング・グループミーティングのほか、日本から専門家を派遣して模擬裁判の指導等を行ったり、ワーキング・グループのメンバーを日本に招いて集中的に教材の修正作業を行うなどした。

2006年2月からは、国際協力部教官1名を1年間の予定で現地専門家として養成校に派遣し、同専門家が中心となって同年5月に開講した養成校第2期の講義のモニタリングを行ってきた。第2期では、これまで準備を行った甲斐あって、不十分ながらも、カリキュラムに従い、作成した教材を用いた講義や演習が実施された。また、本来の担当教官以外の者でも用意した教材を使って教えることが可能となったため、担当教官の都合が悪い場合でも、他の教官が講義を代替してカリキュラムを守ろうとの努力が見られるようになった。少しずつではあるが、養成校の民事科目についての教育改善の効果が現れ始めているといえる。今後は、第2期のモニタリング結果を踏まえ、カリキュラム、教材を改訂していくことや、新たに始めた模擬裁判記録やモデル判決書等の作成作業を通じて、更なる改善が期待されるところである。

また、このプロジェクトでは、元々はワーキング・グループのメンバーの能力向上を目指していたが、そもそも教官の絶対数が少ない上、メンバーが次々

とカンボジアにおける要職に就くなどして多忙になってきた。そこで、若い裁判官の中から新たな教官候補生を選拔し、現地専門家がこれらの若手に対して、民法・民事訴訟法を教えることを始めた。そして、この若手メンバーが教材作成作業等を次第に担当するようになってきている。民法・民事訴訟法についてほとんど知識のない若手のトレーニングは簡単なことではないが、新しい法律を理解する人材が限られているという状況の改善にもつながる有意義な活動となっている。

（4）課題

上記のとおり、このプロジェクトではカンボジア側が教材等を作成したが、その内容からカンボジア側の新法に対する理解が不十分な点が判明し、ここに新たな課題が浮かび上がった。

例えば、この度成立した民事訴訟法の下では、主要事実については当事者が主張しない限り、たとえ証拠に顕れていたとしても判決の基礎とすることができない（カンボジア民事訴訟法95条参照）。しかし、そのことが、例えば実際に当事者本人が尋問で弁済したと述べていても、当事者が弁済を主張していない以上、弁済の事実を判決の基礎にできないことを意味するということは、カンボジア側にとって、なかなか実感できなかったようである。

カンボジアでは、従来、民事訴訟でも職権主義による実務が行われており、裁判官が当事者や証人を呼んで事情を聞き、事案を解明するとともに心証を形成していたため、主張と証拠の峻別はなされなかった。そのため、多くのカンボジア法曹には、当事者の言い分が主張となる場合と証拠となる場合があるということを具体的にイメージすることが困難なのだと思われる。新法について相当理解しているカンボジア側の起草担当者にとってさえ、未だ経験しない新法下での実務がどうなるかについて考えることは容易なことではない。

日本が起草支援した民法・民事訴訟法が真の意味でカンボジアにおいて定着するには、実務が新法に則って行われるようになることが必要である。そのためには、日本側からも単に理論を教えるというのではなく、カンボジア側にとって理解困難な点は何か、またその原因はどこにあるのかを見極め、インプッ

トを工夫していくことが求められよう。実務改善のためには実務に直結するアプローチが有効と思われ、模擬裁判の実施、あるいは、模擬記録やモデル判決書の作成等を試みているところである。

3 ベトナム判決書標準化・判例整備支援

(1) ベトナム法整備支援プロジェクトの概要

ベトナムは、1986年のドイモイ政策採用以来、市場経済化を推進しているが、その一環として、市場経済化のための新たな法的枠組の構築が急務となった。

そこで、日本は、1996年よりベトナム法整備支援プロジェクトを開始し、司法省を対象機関としてベトナムにおける各種法律の整備や人材育成に対する支援を始めた。1999年からは同プロジェクトのフェーズ2が始まり、対象機関を最高人民裁判所と最高人民検察院にも広げ、立法作業への助言、法体系整備への助言、人材育成への支援を行うようになった。

2003年7月から開始した同プロジェクトのフェーズ3では、前述のとおり、法令起草支援を行うサブプロジェクトAと人材育成支援を行うサブプロジェクトBとに分けて実施されるようになった

サブプロジェクトBの活動の1つである判決書標準化・判例整備に対する支援は、判例の蓄積・公開と、その前提として判決書を改善し、わかりやすいものにしていくという成果を通じて、法曹の能力を向上することを目指して行われることとなったものである。

(2) 判決書標準化支援活動

判決書標準化支援活動は、ベトナム側の要望を受け、ベトナムの裁判官等からなるワーキング・グループが、標準的な判決書の書き方を説明するマニュアルを作成するとともに、見本となるサンプル判決書を作成するのに対し、日本側は、現地に派遣された専門家がワークショップを実施するほか、国内に、元裁判官、現職裁判官、弁護士、国際協力部教官等からなる判決・判例整備共同研究会を立ち上げ、助言指導を行うこととなった。

日本側研究会は、まず、ベトナムの判決書を検討することから始めたが、当事者の言い分が物語式で書かれており、何が問題となっているのかが一読してわからない、結論に至った理由が説明されていない、当事者が申し立てていない事項についても判断を示しているなど、問題の多い内容であった。そこで、日本側研究会の委員が2004年と2005年の2度にわたりベトナムでセミナーを実施して、日本側がベトナムの判決書の問題と考える部分を書き直したものを示したり、現地専門家が、日本の判決書の構造や書き方を説明するなどのインプットを行った。日本側からの情報提供を踏まえて、ベトナム側が、判決書マニュアルとサンプル判決書の原案を作成し、2005年9月に行った本邦研修において、日本側の研究会メンバーとその内容について議論を行った。

ところで、このプロジェクトのサブプロジェクトAでは民事訴訟法の起草にあたって助言指導を行ってきたが、この民事訴訟法は2005年に成立し、2006年1月1日から施行された。日本側は、この民事訴訟法で新たに導入された申立主義（ベトナム民事訴訟法5条）や自白（同法80条2項）について解説し、これらの新しい規定に照らして改めるべき点を指摘した。また、わかりやすく、説得力のある判決書に改めるために、証拠を引用しながら事実を認定すべきこと、事実上及び法律上の争点について、丁寧に裁判所の見解を示すことが必要であることを説明した。これらの研修での検討結果を踏まえて、ベトナム側が改訂作業を行い、これに対して日本側がさらにコメントするなどして、最終稿を完成した。

日本側にとって困難であったのは、日本におけるわかりやすい判決書作成のための知見をベトナム側に伝えるにあたって、ベトナムの判決書を題材として、ベトナムの法律の適用を前提に、改善案を検討しなくてはならなかったことである。このような手法によったのは、日本の判決書を示して説明しても、事情の異なるベトナム側には理解が難しいと考えられたからである。そのため、ベトナムの法律だけでなく、通達等の下位法規についても可能な限り調査・入手を行い、これらをも検討した上でアドバイスをを行う必要があった。

ベトナム側が日本側のインプットを踏まえて改訂した結果、相当に程度の高

いマニュアルが作成された（ただしベトナム最高人民裁判所指導部の承認を得られるには至っていない）。今後は、ベトナム全土の裁判官が、このマニュアルを用いて判決書作成の技能を向上させ、質の高い判決が行われていくことを目指していくこととなろう。

（3）判例整備支援活動

ベトナムでは、憲法上、法解釈権が国会の常任委員会に留保されており（ベトナム憲法91条）、民主集中制が採られているため、裁判官には法解釈権限がないとされている。そのため、裁判官による法解釈の結果が判例として事実上の拘束力を及ぼすという判例制度は、憲法の建前に反すると考えられていた。

しかし、ベトナムにおいても、安定性と予測可能性をもった法的环境を形成するため、判例整備の必要性が認識されるようになってきた。2005年には、アメリカの支援により、ベトナムの最上級裁判所である最高人民裁判所裁判官評議会による監督審の決定集が初めて発行された。そして、同年6月に発表された2020年までの司法改革戦略に関するベトナム共産党中央委員会第49号決議では、「最高裁判所は……法律を統一的に適用し、判例を発展させる……」とされ、判例制度を導入するという方針が明らかとなった。

このような状況の中で、日本は、ベトナムにおいて導入すべき判例制度の内容について、ベトナム側ワーキング・グループと共に考えていくという支援を行うことになり、ベトナムにおいて判例制度を構築・発展させるための「越日共同研究」を作成することとなった。その手法は、日本側が原案を作成し、ベトナム側ワーキング・グループのメンバーである最高人民裁判所の裁判官を日本に招いてその内容について協議を行った後、その結果を反映させて改訂し、これに対してベトナム側が再度検討して、最終稿を完成するというものである。完成したものは、ベトナム語・日本語・英語の3か国語を1冊にして製本し、日越の関係機関の他、ベトナムを支援する他ドナー等にもその内容を明らかにする予定である（2007年3月に最終稿が完成し、簡易印刷版が配布された）。

この活動は、判例が公開され、裁判官が判例に従って裁判をするようになることを目指すものであり、日本側にとっては、最高裁判決から判例を読み取

り、その射程範囲を考えるとという経験に基づき助言指導を行うことのできる分野といえる。しかし、単に日本の知識・経験を移転するのではなく、ベトナムの事情を考慮することが求められる。例えば、そもそも民主集中制の下、判例制度を認めていなかったベトナムにおいて、判例制度を導入していくためには、これを可能とするための理論的裏付けを考える必要がある。また、誤った判決を破棄することに主眼があり、判例となり得るルールを示すことを予定していなかったベトナムの最上級裁判所の裁判書（最高人民裁判所裁判官評議会による監督審決定書）についても、判例を読み取るにふさわしいものに改める必要がある。そのためには、ベトナムの社会制度や司法の果たす役割についての考察や、諸外国における判例制度についての比較法的研究が不可欠であった。

今後は、充実した内容の判例集を定期的に発行していくとともに、全国の裁判官が判例の意義を理解し、判例に従った裁判を行っていくことが可能となるための方策について、考えていく必要があろう。

4 終わりに

法整備支援は、究極的には不要となることが望ましいという性質のものであるが、現在の支援対象国の状況等を考えると、当面はその必要性を否定することはできないであろう。制度整備や人材育成といった実務改善につながる支援は今後も必要性を増すと思われ、意欲ある実務家の関与が求められるところである。

一方、法整備支援の経験は、私たち日本の実務家にとっても、知的好奇心を刺激されるとともに、改めて日本の法律や実務についての自己の知識・経験を見直す契機となるものであり、得られるものが大きいというのが、短い期間ながらも携わってきた者の実感である。

我が国において法整備支援の意義がより広く理解され、充実した支援体制の下、ますます有効な支援が行われていくことが望まれる。